

福島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.9E-2	2.9E-1	3.1E+1	31.0
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	3.1E+1	1.7E+1	6.9E+0	75.2
117	テブコナゾール				2.6E+0	2.6
139	トラロメリン			1.7E+0	8.5E-1	2.6
140	フェンプロパトリン			2.4E+0		2.4
153	テトラメリン	1.8E+2	2.2E+1	2.2E+2		420.6
181	ジクロロベンゼン	3.5E+2	4.6E+2			819.6
225	トリクロロホン		1.6E+1			15.8
248	ダイアジノン		1.5E+0			1.5
251	フェニトロチオン		3.7E+2	3.0E+0		373.6
252	フェンチオン	4.0E+0	1.4E+2	4.0E+0		149.5
256	デカン酸				4.3E-2	0.0
350	ペルメリン	3.3E+1	9.5E+1	3.5E+1	2.4E+1	187.1
405	ほう素化合物		1.7E+0	3.0E+1	1.2E+0	32.8
427	カルバリル			1.6E+2		158.7
428	フェノブカルブ			9.9E+1	7.4E+1	172.8
457	ジクロロボス	7.0E+1	1.6E+3			1,670.8
合 計		6.6E+2	2.7E+3	5.7E+2	1.4E+2	4116.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等